

平成 26 年 9 月 19 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
ジャパンエクセレント投資法人
代表者名 執行役員 小川 秀彦
(コード番号：8987)

資産運用会社名
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 秀彦
問合せ先 経営企画部長 長谷川 渉
TEL. 03-5412-7911 (代表)

資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

本投資法人は、資産の運用を委託するジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に対する委託報酬（以下「資産運用報酬」といいます。）について、規約第 35 条において許容される報酬上限の範囲において、下記のとおり一部変更することを決定し、資産運用会社との間で、平成 18 年 2 月 20 日付資産運用委託契約の一部変更に関する契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的と概要

本投資法人が支払う資産運用報酬は、運用資産額に連動する運用報酬Ⅰと利益に連動する運用報酬Ⅱの二つの報酬から構成されており、現行の料率では運用報酬Ⅰが報酬の大半を占める状況にあります。今般の変更は、運用報酬Ⅰの料率を引き下げると同時に運用報酬Ⅱの料率を引き上げることで、利益に連動する報酬の比率を高め、投資法人の投資主利益により連動させる資産運用報酬体系への移行を企図するものです。

本変更の概要は以下の通りです。

(1) 運用報酬Ⅰの料率の変更

本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 ヶ月目の末日までの期間（計算期間Ⅰ）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（計算期間Ⅱ）毎に、本投資法人の運用資産額に対して以下の料率を乗じた金額×当該計算期間の実日数÷365 に相当する金額（円単位未満切捨て）を運用報酬Ⅰとする。

運用資産額	料率（変更前）	料率（変更後）
1,000 億円までの部分	0.3%	0.25%
1,000 億円を超えて 2,000 億円までの部分	0.25%	0.15%
2,000 億円を超える部分	0.125%	0.05%

(2) 運用報酬Ⅱの料率の変更

本投資法人の決算期毎に算定される損益計算書に計上された運用報酬Ⅱ控除前の経常利益に減価償却費を加えた金額に以下の料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）を運用報酬Ⅱとする。

料率（変更前）	料率（変更後）
2.0%	4.0%

(3) 適用開始時期

平成27年6月期（平成27年1月1日～平成27年6月30日）より

2. 今後の見通し

本件報酬変更による本投資法人の平成26年12月期（平成26年7月1日～平成26年12月31日）及び平成27年6月期（平成27年1月1日～平成27年6月30日）の運用状況の予想に与える影響はありません。

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.excellent-reit.co.jp/>